

# お知らせ ご案内

幾寅・金山保育所の平成18年度入所児を募集します

保健福祉課(社会福祉係)

☎52 2144

## 定員

幾寅保育所 60名

金山保育所 45名

## 募集期間

2月6日(月)～2月28日(火)

## 入所対象

平成18年4月1日現在、

5歳以下の児童

## 入所基準

両親(両親と別居している場合は、児童の面倒をみている方)いずれもが、次のいずれかの事情にあり、児童の保育ができない場合、家庭の外で仕事をしている場合

家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合

死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない場合

出産の前後、病気、けがおよび心身に障害のある場合

長期にわたる病人および心身に障害のある同居親族を常時介護している場合

## 合

### 提出書類

(ア)入所申込書

(イ)就労証明書

(ウ)課税状況等報告に伴う同意書

### 意書

(エ)源泉徴収票などの写し(確定申告をされた方はその写し)

(ア)(イ)(ウ)の用紙は、各保育所と役場保健福祉課社会福祉係、巡回窓口車「やまびこ号」に用意しています。

また、現在入所している児童については、(イ)(ウ)(エ)の書類を提出してください。

申込先

役場保健福祉課社会福祉係または巡回窓口車「やまびこ号」

「福祉機器リサイクル・ネットワーク」をご存知ですか?

北海道保健福祉部地域福祉課

☎011 231 4111

高齢や障害などの理由で福祉機器を必要とする方と、不要となった福祉機器を無償で提供くださる方を結ぶ道内のネットワークです。

対象となる福祉機器は、車いす、特殊寝台、エアマット、歩行器、歩行補助杖、入浴補助用具、ポータブルトイレ類、簡易浴槽などで、福祉機器の運搬や備え付けは譲り受けた方にさせていただきます。

福祉機器を無償で提供くださる方、譲り受けた方は、役場保健福祉課社会福祉係(☎52 2144)までお問い合わせください。

全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられます

富良野地区消防組合南富良野支署

☎52 2119

住宅火災による死者数の増加により消防法の一部が改正され、住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅は平成18年6月1日、既存の住宅は平成23年5月31日までに設置が必要となります。設置箇所は寝室・寝室がある階の階段などです。



住宅用火災警報器は住宅火災からあなたを守ります

住宅用火災警報器は、火災によって発生する煙や熱を感じし、ブザーで危険を知らせるもので、特に住宅火災によって死に至った原因の7割が「逃げ遅れ」によるものであることから、火災の早期発見に非常に役立ちます。

このことから、早期の設置が望まれます。購入については

・防災設備取扱店で購入できます。

・消防署では販売することはありません。

・悪質な訪問販売などには注意してください。

規格基準に適合したNSマークの付いているものを選びましょう。

注意事項

・電池交換が必要なものは、電池切れの警報が出た場合に交換する必要があります。

・自動火災報知設備またはスプリンクラー設備などが設置されている場合は、住宅用火災警報器の設置の必要はありません。

